



2024年12月2日

生存基盤の維持に向けて

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺 博史

新聞の見出しによれば、某公党の幹部が「財源論より生存権」といった類の批判的発言をしたとされている。財源というものをキチンと確保して必要な公共施策を行い長期にわたって国民の生存基盤を保持することが国の本源的責務である、という理解はされていないということである。

冷静に考えて本気でこういうことを言われたとは思いたくないが、こういうことを言われ易くなる環境を醸成したことには、与党のみならずすべての政治家と財政当局の責任があろう。「財政再建」という言葉が、永田町と霞が関の中だけの符牒と化してしまい、「私たちには関係ない話」だと多くの国民が思い始めている兆しはかなり前からあり、この語の使用を止めて「国民の生存維持のための資金バランスの回復」といった感じに早く転換してほしい、と申し上げてきた。今、財務省が用いているホームページ上の「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ」という言葉は、この趣旨をある程度取り込んだものと評価できるが、国会の議論、メディアの報道は相変わらず「財政再建」、「財政の健全化」の語の使用に終始してきた。中途半端なプライマリー・バランス達成目標の扱いも含め、借金依存の体質が持続的ではないことを改めて訴えるべき時期に来ていると思う。そこをキチンとしないと、「財源探しは与党の責任」とまで野党の減税論議の責任者が言い放つ状態となる。

また、若手を中心に「今が重要で、先のことは二の次」という感じも強くなっている。「Buy Now Pay Later」の動きは、アメリカのみならず、各国で見られるようになっていく。先ず貯金をして、必要額あるいは前金相当額まで貯めてから購入するというこれまでのパターンからの変化である。それ自体は、生涯生活パターンの一形態として認められるべき点もあるが、これが「Buy Now Pay Later, if possible」という行動になって来ないか、という懸念がある。収支が合わないことへの、違和感、危機感、そして最終的な責任感が消えているのである。そこへの認識の在り方はキチンと議論して行くべきであろう。金融教育を行う場合においても、この点についての認識を先ず持たせるべきであろう。

新規の施策実施にあたっては、多くの場合資金が必要になる。そのときの資金調達手法が、「増税」と「借金」しかない、という短絡的思考に落ち込んでいる。流石にそれ

ではいけないという論者は、既存経費のカットで捻出するべきだと言われる。しかし、例示として「議員数の削減、歳費の圧縮」と言われることが多いが、国会議員を半数に減らして支給水準を時給 1,500 円にしたとしても、そこでひねり出される金額は 500 億円程度のものである。議員数の削減には大賛成であるが、数兆円の施策の必要資金の調達としては、二桁違う（地方議会の議員にも同じように適用すれば、倍以上に増えるが、100 倍にはならない）。

また、予算の無駄使いを止めるともいうが、先の民主党政権時代の検証においてどれだけの金額が発見出来たのか。あの政党の探査・分析能力不足のせいだと言うのは簡単だが、どうみても数兆円規模で無駄使いされている実態では無いと思う（米国で、政府効率化省？の新リーダーは同国予算の三分の一弱にあたる 300 兆円規模のカットが可能！と言っているが、他国の話はここでは止めておこう）。

今、増税でも借金でもない資金確保の道は、「現在効果が上がっている既存施策の経費」を「それよりも良い効果をもたらす新規施策の経費」に振り替えるということであり、「無駄」ではないものであってもその支出を切り取ることを行う必要があるということである。どちらの施策がより国民への効果が大きいかについては、まさに国民＝選挙民それぞれの判断に依拠するものであり、その議論を通じて優先順位をつけて片方を取り、片方を切るという常に苦渋に満ちた選択を行うことである。それを行わねば、歓迎すべき新規施策は文字通り山のようにあるわけで、それを逐次追加して実行していけば、それは際限なく増加して行く。それで良いのだろうか。

このような辛い選択を行うに当たっては、それを納得してもらえそうな状況を作るべく、必要な制度変更にも、この際、真剣に取り組むべきである。年金保険料の支払いについては、20 歳以上の学生と勤労者の制度の差をどうするかを含め、考える必要があるが、若手の中には「将来の金より今の金。失敗しても自分で、証券投資、能力啓発に使いたい」という声も出てきている。これも問題の所在も含めて、真剣な熟慮の結果ではないかもしれないが、そういう風潮が増しているとすれば、それをどう受け止めるかが必要になる（要「熟慮」なんてこと自体が、感性に合わないのかもしれないが）。「学生には収入が無い」ということが、今でも通常の状態であるかの点検も行ったうえで、制度の均衡化を図るべきである。

また、勤務先の規模による区分も早急に解消するべきであるが、これは「中小企業」への包括的支援施策を今後どうするかの本格的検討と合わせて行うべきである。

これまで護持されてきた「中小企業と老人は皆可哀そう」という発想を切り替えて本来に支援が必要な人に対象を絞り込むことも必要になる。国民の社会的、経済的位置づけによって、適用が異なっている制度を、それこそ全ての国民に同じように適用されるように切り替えていくことが必要な対応なのである。

次に、年金も含めて「専業主婦」的な稼得しない配偶者を前提とする仕組みの抜本的改革は、今や避けられない。年金面では、掛け金を払わない者への支給の意義付けをどうするか、真剣な議論が要る。勤労者増の趨勢の中で、制度発足前であったために保険料の支払いなどしていなかった昭和より前に生まれた方々に対して「国の復興、発展を支えて頂いた方々への敬意の現れ」として、昭和以降の世代が支払いを支えてきたことは歴史的な判断として評価する。しかし、それとは別な類型で昭和以降の世代であってもなお保険料という掛け金を払っていない方への支給もしてきたが、これをどう考えるかは、勤労者数の減少という真逆な状況に既に入っている中で、これまでの制度を維持することは困難という認識のもと検討すべきである。

また、税の面でも、「壁」の一部であった配偶者控除の適用から生じる問題は、結局は「所得のない配偶者」には、本人分と扶養者分の二つの税をそれぞれ計算する中で、結果的に一人に対して「二回分」の控除が適用されていることに起因していた。これ自体は現在段階的特別控除という工夫で家計単位での収入の急激な減少については緩和措置が取られているが、基本的には、「各人一人につき一つの控除」という形に切り替えない限り、「壁」論は収束しない。

また、雇用する会社が被用者に対して支給する配偶者「手当」の支給基準も、「壁」の大きな要素となっている。20年ほど前に、「給与は会社への貢献への対価であって、その勤労者の家庭状況に配慮する必要は無い。配偶者手当、扶養手当は廃止しては・・・」という議論の芽生えがあったが、当時は「ご冗談でしょ！」と一刀両断に切り捨てられた記憶がある。昔、「夫婦子二人」という標準家庭モデルがあったが、その前提は稼得者は一名、ということであった。それが時代の状況に合っていた時期は有る。しかし、今や状況が大きく変わっているなら、現状を踏まえて改革をせざるをえない時期に来ている。

にもかかわらず、現在与野党から出されている議論、提案は「弥縫策」以下（未満？）の提案である。

国会での議論がオープンに忌憚なくできる環境になったというなら、来年の参議院選挙の勝ち負けのみに重点を置くことなく、広く根本的な検討が国会で進められることを期待したい。

ここに書いたようなことへの変更・改善が簡単にできるとは全く思っていない。改革によって負担が増える者が多く出ることが想定され、「そんなこと、出来るか！」と思っている政治家も、行政官も多いただろうが、放っておいて自然に治癒するものではないことも事実である。誰の負担も増えずに、全ての人の広義の受け取りが増えるという幸せな時代に、もう我々は生きていないことを認めることが緊要である。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2024 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>